

施設整備候補地の二次選定について

1. 評価項目の設定について

一次候補地の抽出にあたっては法規制等の観点から立地回避地域を設定し、立地回避地域を除く立地可能地域において地形図上で一次候補地の抽出を行った。

二次候補地の選定では、抽出した一次候補地を比較評価し、候補地の絞り込みを行う。

二次候補地の選定における評価項目については、「法規制対象項目」および法規制以外の「その他評価項目」から、以下の4つの視点に基づき抽出した。

- ① 立地条件（候補地の地形条件や道路までの距離等の立地に係る条件かどうか）
- ② 自然環境（地域を取り巻く地勢や動植物の生息といった自然に関連する条件かどうか）
- ③ 社会・生活環境（地域の土地利用状況や人口、生活環境に係る条件かどうか）
- ④ 防災（災害を防止するための条件かどうか）

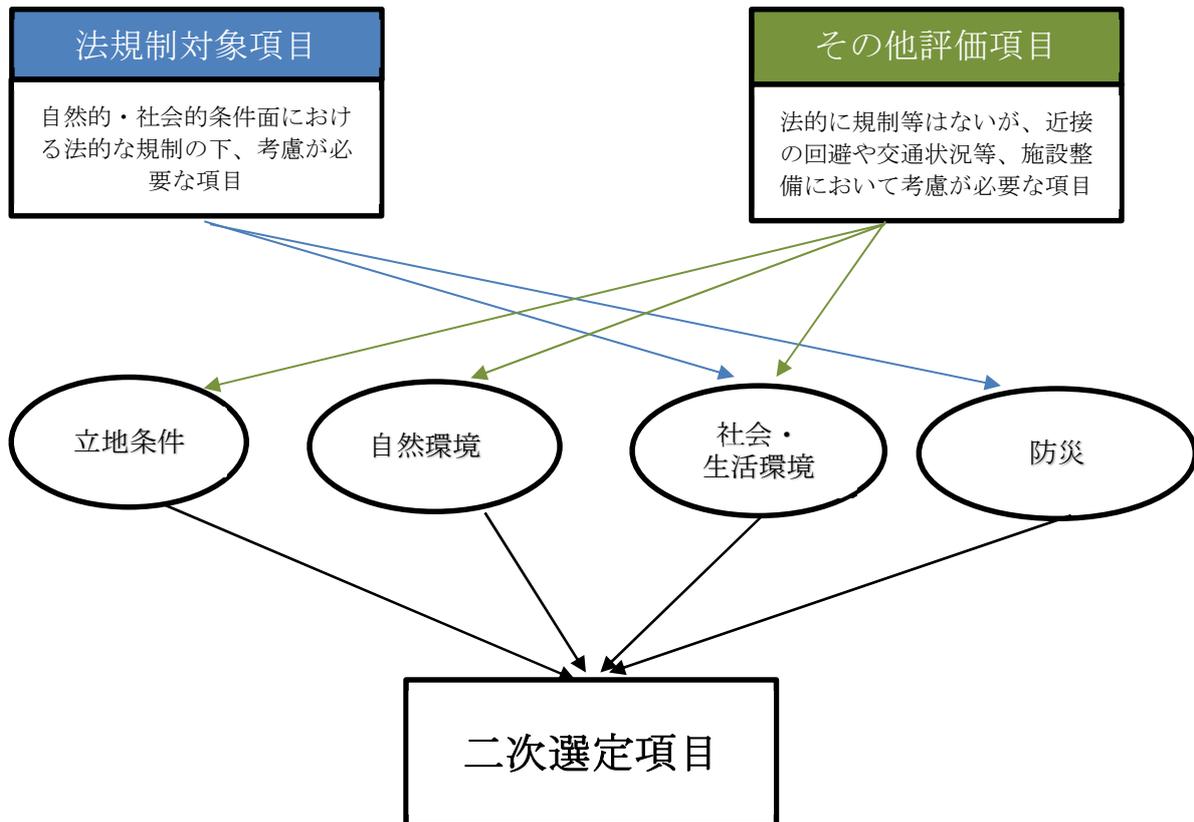


図 1 二次選定の評価項目設定イメージ

2. 評価項目（案）

(1) 法規制対象項目（案）

施設整備候補地選定を行うにあたり、開発行為に係る関係法令や法規制等により指定されている区域・地区から、前述の視点に基づき評価項目を設定した。

ただし、前提条件である「立地回避地域」として設定した区域・地区はすでに評価されているものとし、立地回避地域の設定に係る法規制以外の規制を対象とする。

表 1 二次選定の評価項目とする法規制対象項目

分類	評価項目	内容	評価項目とする理由
社会 環境 生活	農業振興地域	農業振興を図るべき地域。	農業の振興を図ることが必要であると考えられるとして指定された土地であり、社会・生活環境の視点から設定。
防災	津波の 基準水深	津波時に想定される基準水深。	浸水に対する安全性を評価するため、防災の視点から設定。

(2) その他評価項目

法規制区域以外の評価項目としては以下の項目を設定した。前述の視点から以下の項目を設定した。

表 2 二次選定の評価項目とするその他項目

分類	評価項目	内容	評価項目とする理由
立地条件	搬入道路からの距離	候補地から幹線道路（車道の幅員が5.5m以上の公共道路等）交差点までの距離について評価する。	候補地から幹線道路が長い場合、搬入道路の設置に多額の費用を要するため設定。
	人口重心からの距離	本市における人口重心から各候補地までの距離について評価する。	人口重心から各候補地までの距離が長い場合、ごみの収集運搬費に多額の費用を要するため設定。
自然環境	植生自然度	群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標である植生自然度を評価する。	候補地の自然性を評価し、自然性が高い候補地での開発を避けるために設定。
	重要な動植物の生育・生息域からの距離	重要な動植物の生育・生息域（国・県・市指定の天然記念物（植物及び動物））の生育・生息地から各候補地までの距離について評価する。	貴重性の高い動植物の生息・生育地に対する影響を避けるため設定。
社会・生活環境	土地利用状況	現況の土地利用状況を航空写真で判断し候補地の現況状況について評価する。	現況の土地利用状況から用地取得の難易度等を考慮するため設定。
	公共施設からの距離	静穏な環境を保全する必要がある公共施設（学校、保育園、幼稚園、病院、福祉施設、図書館）から候補地までの距離を評価する。	ごみ収集車両やごみ処理施設の騒音等により、学校等の運営に支障を及ぼすおそれがあるため設定。
	周辺民家からの距離	候補地から最も近い民家への距離を評価する。	廃棄物運搬車両や処分場での埋立作業による騒音等の影響により、周辺民家の生活環境を悪化させるおそれがあるため設定。
防災	震度分布	南海トラフ巨大地震による各候補地での震度について評価する。	震度が大きい場合、建築物への影響も大きいため設定。
	液状化指数	南海トラフ巨大地震による各候補地での液状化の発生しやすさについて評価する。	液状化しやすい候補地では、液状化対策費に多額の費用を要するため設定。

(3) 二次選定の評価項目（案）

前項より二次候補地選定の評価項目を以下のように設定した。

表 3 二次選定の評価項目

分類	二次選定の評価項目
立地条件	搬入道路からの距離
	人口重心からの距離
自然環境	植生自然度
	重要な動植物の生育・生息域からの距離
社会・生活環境	土地利用状況
	農業振興地域
	公共施設からの距離
	周辺民家からの距離
防災	震度分布
	液状化指数
	津波の基準水深

3. 評価基準（案）

評価については評価項目ごとに◎、○、△等で評価を行い、各項目の評価結果を総合的に判断して、二次候補地を選定する。

各項目における評価は、以下のとおりとする。

- ◎：施設建設に適している
- ：施設建設において問題なし。あるいは問題があるが対応可能である
- △：施設建設において問題があり、対応が重要である

(1) 立地条件

1) 搬入道路からの距離

幹線道路（幅員が5.5m以上の公共道路）から候補地までの距離が長いと搬入道路の設置に多額の費用を要するおそれがあるため評価を行う。

搬入道路における評価は、以下のとおりとする。

- ◎：幹線道路からの距離が500m未満
- ：幹線道路からの距離が500m以上、1,000m未満
- △：幹線道路からの距離が1,000m以上

2) 人口重心からの距離

各候補地へのごみ運搬の効率性を評価するため、本市における人口重心から各候補地への距離を評価する。なお、人口重心は各小地域（町丁・字等）の人口と小地域の中心座標から設定した。

評価基準は、人口重心から現ごみ処理施設である小松島市環境衛生センターまでの距離である2.3kmを基準として評価を行う。

人口重心からの距離における評価は、以下のとおりとする。

- ◎：人口重心からの距離が2.3km未満
- ：人口重心からの距離が2.3km以上、4.6km未満
- △：人口重心からの距離が4.6km以上

(2) 自然環境

1) 植生自然度

候補地の自然性を評価し、自然性が高い場所を避けるために、群落の自然性がどの程度残されているかを示す植生自然度について評価を行う。

植生自然度について評価する。

- ◎：植生自然度が 1～3（農地及び市街地）
- ：植生自然度が 4～6（植林地及び背の低い草原）
- △：植生自然度が 7～10（自然植生及び自然植生に近い地区、代償植生地区）

2) 重要な動植物の生育・生息域からの距離

重要な動植物の生育・生息域（国・県・市指定の天然記念物（植物及び動物））に対する影響を避けるため、候補地までの距離を評価する。環境影響評価等で一般的に想定される影響範囲 200m を評価基準の目安とした。

重要な動植物の生育・生息域について評価する。

- ◎：重要な動植物の生育・生息域からの距離が 400m 以上
- ：重要な動植物の生育・生息域からの距離が 200m 以上、400m 未満
- △：重要な動植物の生育・生息域からの距離が 200m 未満

(3) 社会・生活環境

1) 土地利用状況

現況の土地利用状況から用地取得の難易度等を考慮するために航空写真から候補地の現況状況について確認を行う。

土地利用状況における評価は、以下のとおりとする。

- ◎：山地、荒地、空地、林地
- ：農地
- △：その他、建設に支障がある建造物が存在する

2) 農業振興地域

農業の振興を図ることが必要であると考えられるとして指定された土地（農業振興地域）であり、指定解除に時間を要するため、指定区域の有無について評価を行う。

農業振興地域における評価は、以下のとおりとする。

- ◎：農業振興区域がない
- ：農業振興区域が一部（概ね候補地の半分以下）該当する
- △：農業振興区域が全範囲該当する

3) 公共施設からの距離

ごみ収集車両やごみ処理施設の騒音等により、学校等の運営に支障を及ぼすおそれがある。そのため、静穏な環境を保全する必要がある公共施設（学校、保育園、幼稚園、病院、福祉施設、図書館）から候補地までの距離を評価する。

公共施設と候補地の距離は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル 平成11年11月 面整備事業環境影響評価研究会」において、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域は、原則として事業実施区域から 200m 程度の範囲が適当とされていることから、200m を評価基準の目安とした。

公共施設における評価は、以下のとおりとする。

- ◎：公共施設からの距離が 400m 以上
- ：公共施設からの距離が 200m 以上～400m 未満
- △：公共施設からの距離が 200m 未満

4) 周辺民家からの距離

ごみ収集車両やごみ処理施設の騒音等の影響により、周辺民家の生活環境を悪化させるおそれがあるため、候補地から最も近い民家への距離を評価する。「3) 公共施設」と同様に 200m を評価基準の目安とした。

周辺民家における評価は、以下のとおりとする。

- ◎：民家からの距離が 400m 以上
- ：民家からの距離が 200m 以上～400m 未満
- △：民家からの距離が 200m 未満

(4) 防災

1) 震度分布

施設の安全性を評価するため、南海トラフ巨大地震における想定震度を評価する。

震度分布における評価は、以下のとおりとする。

- ◎：想定震度が震度 6 弱以下
- ：想定震度が震度 6 強
- △：想定震度が震度 7

2) 液状化指数

施設の安全性を評価するため、南海トラフ巨大地震における液状化指数を評価する。

液状化指数における評価は、以下のとおりとする。

- ◎：液状化指数が 5 以下（液状化危険度が低い）
- ：液状化指数が 5 より大きく、15 以下（液状化危険度が高い）
- △：液状化指数が 15 より大きい（液状化危険度が極めて高い）

3) 津波の基準水深

施設の安全性を評価するため、南海トラフ巨大地震における津波の基準水深について評価を行う。

津波基準水深における評価は、以下のとおりとする。

- ◎：候補地内に津波の基準水深が 1.0m 未満
- ：候補地内に津波の基準水深が 1.0m 以上～2.0m 未満
- △：候補地内に津波の基準水深が 2.0m 以上

4. 二次評価項目と評価基準（案）

以下の項目の評価基準を表 4、表 5 に示す。

表 4 二次選定の評価項目と評価基準（1）

分類	二次選定の評価項目	評価基準
立地条件	搬入道路からの距離	搬入道路における評価は、以下のとおりとする。 ◎：幹線道路からの距離が 500m 未満 ○：幹線道路からの距離が 500m 以上、1,000m 未満 △：幹線道路からの距離が 1,000m 以上
	人口重心からの距離	人口重心における評価は、以下のとおりとする。 ◎：人口重心からの距離が 2.3km 未満 ○：人口重心からの距離が 2.3km 以上、4.6km 未満 △：人口重心からの距離が 4.6km 以上
自然環境	植生自然度	植生自然度について評価する。 ◎：植生自然度が 1～3（農地及び市街地） ○：植生自然度が 4～6（植林地及び背の低い草原） △：植生自然度が 7～10 （自然植生及び自然植生に近い地区、代償植生地区）
	重要な動植物の生育・生息域からの距離	重要な動植物の生育・生息域について評価する。 ◎：重要な動植物の生育・生息域からの距離が 400m 以上 ○：重要な動植物の生育・生息域からの距離が 200m 以上、400m 未満 △：重要な動植物の生育・生息域からの距離が 200m 未満
社会・生活環境	土地利用状況	土地利用状況における評価は、以下のとおりとする。 ◎：山地、荒地、空地、林地 ○：農地 △：その他、建設に支障がある建造物が存在する
	農業振興地域	農業振興地域における評価は、以下のとおりとする。 ◎：農業振興区域がない ○：農業振興区域が一部（概ね候補地の半分以下）該当する △：農業振興区域が全範囲該当する
	公共施設からの距離	公共施設における評価は、以下のとおりとする。 ◎：公共施設からの距離が 400m 以上 ○：公共施設からの距離が 200m 以上～400m 未満 △：公共施設からの距離が 200m 未満
	周辺民家からの距離	周辺民家における評価は、以下のとおりとする。 ◎：民家からの距離が 400m 以上 ○：民家からの距離が 200m 以上～400m 未満 △：民家からの距離が 200m 未満

表5 二次選定の評価項目と評価基準 (2)

分類	二次選定の評価項目	評価基準
防災	震度分布	震度分布における評価は、以下のとおりとする。 ◎：想定震度が震度6弱以下 ○：想定震度が震度6強 △：想定震度が震度7
	液状化指数	液状化指数における評価は、以下のとおりとする。 ◎：液状化指数が5以下（液状化危険度が低い） ○：液状化指数が5より大きく、15以下（液状化危険度が高い） △：液状化指数が15より大きい（液状化危険度が極めて高い）
	津波の基準水深	津波基準水深における評価は、以下のとおりとする。 ◎：候補地内に津波の基準水深が1.0m未満 ○：候補地内に津波の基準水深が1.0m以上～2.0m未満 △：候補地内に津波の基準水深が2.0m以上

5. 二次選定の評価方法・評価結果（案）

二次候補地の選定は、点数評価により実施する。各項目の◎を3点、○を2点、△を1点として評価を行い、点数の高い順に評価を行い、候補地の絞り込みを行う。

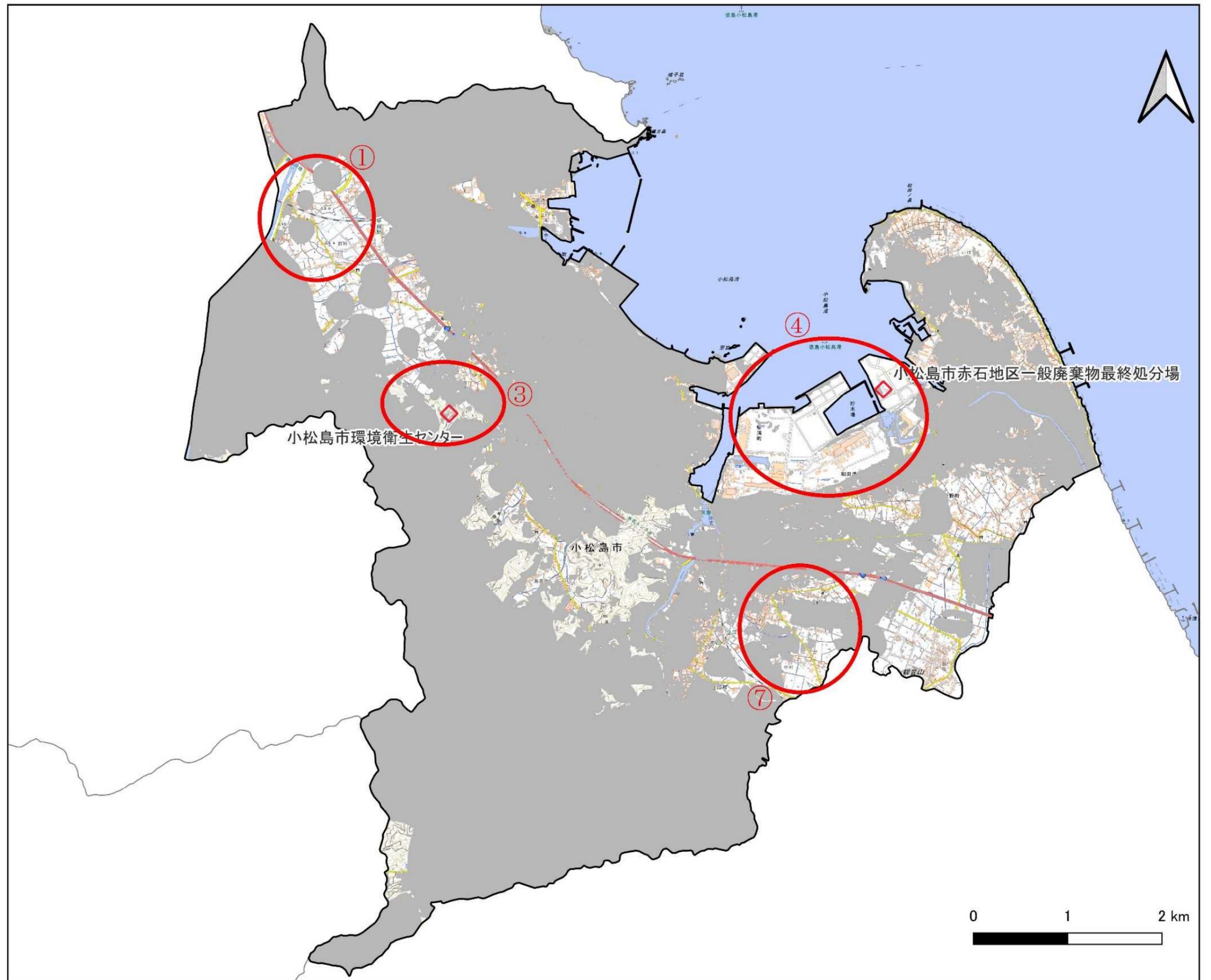
二次選定における評価結果（案）を表6に示す。

表6 二次選定における評価結果（案）

候補地 No.		①		②		③		④		⑤		⑥		⑦	
区域		北部						南部							
立地条件	搬入道路	○	570 m	◎	340 m	○	950 m	◎	0 m	◎	100 m	◎	0 m	◎	0 m
	人口重心	○	3.8 km	○	3.3 km	◎	2.1 km	○	2.3 km	○	3.8 km	○	3.8 km	○	3.6 km
自然環境	植生自然度	◎	2 (水田・畑)	◎	2 (水田・畑)	◎	2 (水田・畑)	◎	1 造成地等	◎	2 (水田・畑)	◎	2 (水田・畑)	◎	2 (水田・畑)
	重要な動植物	◎	1.0km以上	◎	1.0km以上	◎	620 m	◎	1.0km以上	◎	840 m	◎	570 m	◎	1.0km以上
社会・生活環境	土地利用状況	○	農地	○	農地	○	農地	△	造成中、太陽光 パネル等	○	農地	○	農地	○	農地
	農業振興地域	△	全面	△	全面	△	全面	◎	なし	△	全面	△	全面	△	全面
	公共施設	◎	400 m	○	390 m	◎	420 m	◎	630 m	○	290 m	○	220 m	◎	630 m
	周辺民家	△	100m以内	△	100m以内	△	100m以内	△	100m以内	△	100m以内	△	100m以内	△	100m以内
防災	震度分布	△	震度7	△	震度7	△	震度7	△	震度7	△	震度7	△	震度7	△	震度7
	液状化指数	△	15以上	△	15以上	△	15以上	△	15以上	△	15以上	△	15以上	△	15以上
	津波基準水深	○	1.7 m	△	2.8 m	△	2.8 m	○	1.4 m	△	2.9 m	△	2.6 m	○	1.8 m
集計	◎	3	3×3点	3	3×3点	4	4×3点	5	5×3点	3	3×3点	3	3×3点	4	4×3点
	○	4	4×2点	3	3×2点	2	2×2点	2	2×2点	3	3×2点	3	3×2点	3	3×2点
	△	4	4×1点	5	5×1点	5	5×1点	4	4×1点	5	5×1点	5	5×1点	4	4×1点
点数		21点		20点		21点		23点		20点		20点		22点	
順位		3位		5位		3位		1位		5位		5位		2位	
二次候補地		○				○		○						○	

6. 二次候補地の選定結果（案）

立地条件、自然環境、社会・生活環境、防災を考慮した客観的評価による検討を行い、二次選定として『二次候補地（案）』を選定した。二次候補地（案）の位置図を図 2 に示す。



凡例
 ◆ 廃棄物処理施設
 ■ 立地回避地域

図 2 二次候補地（案）位置図